

農 薬 販 売 届 出 書 類 一 覧 表

農薬販売届 { 新設：業務開始の日までに提出
 増設・変更・廃止：増設・変更・廃止日から 2 週間以内に提出

新 設 届	届出先	知 事
	届出書	様式第 1 号、ただし、複数販売所で同時に販売を開始する場合は、様式第 1 号（別紙）販売所一覧（新設）も作成する。
	添付書類	①法人の場合：登記事項証明書又は定款 登記事項証明書については、全部事項証明書の履歴事項証明書（概ね 3 か月以内に交付され届出内容の確認ができるもの）を提出して下さい。電子申請の場合は、PDF形式で添付してください。 また、定款の写しを添付する場合は原本証明をして下さい。 ②届出者が個人の場合 行政による本人確認情報の照合を選択しない場合は住民票（概ね 3 か月以内に交付された住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）（注1・2）。電子申請の場合は、PDF形式で添付してください。
	提出先	農業改良課に電子申請（インターネット、電子メール）又は郵送※により届け出るものとする。 ※インターネットや電子メールが利用できない販売者に限る
	部 数	書面で届け出る場合は各 1 部
増 設 届	届出先	知 事
	届出書	様式第 2 号、ただし、複数販売所を増設する場合は、様式第 2 号（別紙）販売所一覧（増設）も作成する。
	添付書類	販売所一覧（増設販売所、届出済販売所の両方を記載）
	提出先・部 数	新設届に同じ

変更届	届出先	知 事
	届出書	様式第3号、ただし、複数販売所を変更する場合は、様式第3号（別紙）販売所一覧（変更）も作成する。
	添付書類	① 法人の場合：登記事項証明書又は定款 登記事項証明書については、全部事項証明書の履歴事項証明書（概ね3か月以内に交付され届出内容の確認ができるもの）を提出して下さい。電子申請の場合は、PDF形式で添付してください。 また、定款の写しを添付する場合は原本証明をして下さい。 ② 届出者が個人の場合 行政による本人確認情報の照合を選択しない場合は住民票（概ね3か月以内に交付された住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの）（注1・2）。電子申請の場合は、PDF形式で添付してください。
	提出先・部 数	新設届に同じ
廃止届	届出先	知 事
	届出書	様式第4号、ただし、複数販売所を廃止する場合は、様式第4号（別紙）廃止販売所一覧も作成する。
	添付書類	不要
	提出先・部 数	書面で届け出る場合は1部 ※届出受理の連絡をメールではなく郵送で希望する場合は、切手を貼付し送付先を記載した送付用封筒を添付する。
証明願	願出先	知 事
	願出書	様式第5号、ただし、複数販売所の受理証明を希望する場合は、様式第5号（別紙）販売所一覧（受理事項証明願）も作成する。
	添付書類	不要
	提出先・部 数	新設届に同じ

（注1） 個人の場合、本人確認情報の照合は、届出者が選択した場合は、兵庫県が兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）を活用して行います。選択しない場合は、届出者の確認が可能な住民票の写し（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの）を添付してください。

（注2） 住基ネット利用による本人確認情報には、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「住民票コード」「付随情報（異動事由と異動年月日）」が含まれています。

（注3） 兵庫県内における「住居表示」の変更は、届出を求められた場合に限る。ただし兵庫県外の場合は届出が必要。「住居表示」の変更とは、届出者（代表者）、販売所は移転しないが、その所在地の表示のみが変更することを指します。